在日フランス大使館
106-8514
東京都港区南麻布4-11-44

東京, 2023年●月●日

番号:

フランス　婚姻要件具備証明書

フランス大使館のPhilippe SETTON（フィリップ・セトン）駐日フランス大使は、
提出された書類の結果を以下に記します:

1 - 当人は
姓:
名:
生年月日:
出生都市:
出生県／地域:
職業:
住居:
住所:
都道府県:
国: 日本

以下の者と婚姻を行う
姓:
名:
生年月日:
出生都市:
出生県／地域:
職業:
住居:
住所:
都道府県:
国: 日本
フランス人である。
2 - ●年●月●日～●年●月●日の間、フランス法が要求する結婚の公表を行った
3 - フランス民法典第172条から第175条のもと、本婚姻へのいかなる反対意見もなかった
4 - 大使館の知見からも、法律上本結婚に問題はない
5 - フランス人配偶者は婚姻のためにフランス法が要求する基本条件を満たしている

加えて、フランス民法典第171-1条の規定に従って、以下の項目が満たされる場合、フランス以外の国でのフランス人と外国人の婚姻を認めることを宣言する:

- 当該の国で用いられる形式で婚姻を行う場合
- フランス人配偶者が提出に赴く場合
- 外国人配偶者の出身国の法律により規定されている本婚姻を認めるための基本条件が、フランスの法律と反対でない場合

しかし、外国当局により成された婚姻は、フランス登記上に記載されている場合のみフランスの第三者により異議を唱えることができる（民法典第171-5条）

翻訳者: